

令和7年度浦添市観光振興計画改定業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度浦添市観光振興計画改定業務委託

2 業務目的

平成30年度に策定した浦添市観光振興計画が令和7年度で期間満了となることに伴い、観光分野の経済効果を拡大し、市全体の経済活性化につなげるため、令和6年度に行った現計画の評価・検証と計画改定に向けた基礎調査・分析結果を反映させた具体的かつ効果的な観光施策を展開し、地域資源を活用した観光産業の構築を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日（金）

4 業務内容

以下の(1)～(8)の業務について委託する。委託業務の内容は各項目のとおりとし、業務の詳細や実施方法については、事業者の提案を基に、市と事業者の協議の上定めるものとする。

(1) 全体構想の検討・構築

関連計画との整合性や前年度の調査・分析結果等から導いた本市の優位性を踏まえて、観光理念や基本方針を明確にした全体構想を検討・構築する。

(2) 施策の体系化と内容の検討

全体構想の実現に向け、課題解決のための（数値目標も踏まえた）戦略や具体的施策を体系化し、内容の検討を行う。

(3) 施策推進体制の検討・構築

計画の進捗及び施策の進捗状況評価に資するような評価指標及び目標の設定を行う。

(4) 第二次浦添市観光振興計画（素案）の作成

上記(1)～(3)で整理及び検討・構築した結果を、第二次浦添市観光振興計画（案）として取りまとめる。

(5) 関係機関等ヒアリング

観光振興に関わる有識者から、観光産業動向及び今後の展望等の意見を徴取し、浦添市の観光振興計画に反映する。

(6) パブリックコメントの実施支援

市民からの意見を求めるためのパブリックコメントを実施する。

(7) 第二次浦添市観光振興計画（本編・概要版）の作成

上記(1)～(6)にて検討・構築した結果をもとに、第二次浦添市観光振興計画を作成する。

(8) 各種会議等の運営支援

<会議等開催予定回数>

市民ワークショップ	10～15名程度	年3回程度
作業部会（係長級）	11名程度	年2回程度
検討委員会（課長級）	12名程度	年2回程度
専門部会	委員3～4名	年3～4回
浦添市観光振興審議会	委員13名	年3回

- ① 配付資料の作成・印刷
- ② 担当職員の審議会等への出席
- ③ 審議会等の進行補助、意見のとりまとめ、助言
- ④ 議事録の作成
- ⑤ 改定事業に関わる会議全般の補助と事務局支援

- ※ 市民ワークショップは浦添市内在住及び市内勤務の方で構成する組織で、会議は主に庁舎内で開催を想定。
- ※ 作業部会・検討委員会は庁内の職員にて構成される組織であるが、必要に応じて関連団体や事業者も含んだ構成での運営を検討する。
- ※ 審議会は15名以内の外部委員で構成される。委員の選定及び委嘱は、市が行う。審議会・専門部会委員報酬及び費用弁償は、市が別予算で支出する。会議は庁舎内で開催する。

5 成果品の提出等

本業務完了時には、次のドキュメント類を整備して市へ提出すること。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 業務完了報告書（紙媒体・カラー） | 2部 |
| (2) 第二次浦添市観光振興計画（本編） | 200部 |
| (3) 第二次浦添市観光振興計画（概要版） | 200部 |
| (4) 第二次浦添市観光振興計画（パブリックコメント用） | 10部 |
| (5) 各種引用データ、集計データ等の成果物 | |
| (6) 経費明細書（計算書） | 1部 |
| (7) 上記ドキュメントを保存したCD 又はDVD | 2部 |

※1 業務完了報告書は製本しなくてもよいが、チューブファイル等でまとめること。

※2 提出ドキュメントについては、業務を遂行していくなかで変更が生じる場合がある。

6 業務執行体制および地域連携について

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

- (1) 主担当及び副担当を配置し、少なくともいずれかには観光分野の施策推進計画の策定について実績を有する者を配置すること。
- (2) 業務担当者は、進捗状況の確認のため、浦添市観光振興課の担当者と適宜調整ができるよう体制を整えること。
- (3) 地域特性等を踏まえるためにも、業務内容の実施にあたっては観光協会をはじめとする観光関連団体や学術機関等との連携を必要に応じ図ること。

7 その他

(1) 打合せ等について

本業務の遂行に必要な打合せ又は協議については、その開催の準備及び議事録等の整備を行うこと。開催場所は、庁舎内とする。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(3) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

(4) 著作権について

本業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則として浦添市に帰属するものとする。受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(5) 協議等

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、浦添市観光振興課と協議し業務を進めるものとする。